平成30年第2回



下請法クイズ



第1回に続いて第2回下請法クイズも作ったよ♪ 下請法って何?っていう人もチャレンジしてみてね!! クイズはステップ1(下請法の適用範囲)とステップ2(親 事業者の義務・禁止事項)の2種類あるよ♪



【ステップ】】次の取引が、下請法の適用対象となるか否かの観点から、正しい判断をしているものには○を、誤った判断をしているものには×を付けてください。

- 1: 運送業者であるA社(資本金 6000 万円)は、荷主から請け負った梱包作業をB社(資本金 3000 万円)に委託している。A社は運送業者であり、資本金区分は3億円基準が適用されるため、この委託取引は、下請法の適用対象とならない。
- 2: C社(資本金1億円)は、自社の工場内で使用する機器の修理を自社で行っておらず、全てD社(資本金200万円)に委託している。C社は自ら修理を行っていないが、D社に修理を委託しているので、下請法の適用対象となる。
- 3: E社(資本金 7000 万円)は, 自社が使用する業務管理システムの開発(プログラムの作成) を自社で行う能力がないため, 全てシステム開発業者のF社(資本金 400 万円)に委託している。E社とF社の委託取引は, E社が自ら使用する情報成果物の作成を行っていないが, 下請法の適用対象となる。
- 4: G社(資本金 8000 万円)は、顧客から請け負うビルメンテナンス業務の一部である清掃をH社(資本金 4000 万円)に委託している。G社とH社の委託取引は、G社の顧客が利用する役務を委託しているため、下請法の適用対象となる。

1→	2→	3→	4→

【ステップ2】次の問に対して、下請法の目的(下請取引の公正化、下請事業者の利益の保護)に照らして答えを考えてみてください。

- 1: 親事業者には「支払期日を定める義務」(下請法第2条の2)が課せられています。そのため、親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日)から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなければなりません。どうしてこのような規定が設けられているのでしょうか。
- 2: 親事業者は,通常は1週間ほど製造期間を設けている部品について,顧客から緊急の発注を受けたことを理由に,下請事業者に対して,週末に発注し週明けに納入を指示した。下請事業者は,深夜勤務,休日出勤をして週明けに納入した。しかし,親事業者は,この発注について,下請事業者と協議することなく,既定の下請代金とした。このような行為は,「買いたたきの禁止」(第4条第1項第5号)規定に違反するおそれがありますが,どのような点が問題だったのでしょうか。



回答《解説



$[X \rightarrow X]$ $1 \rightarrow X$, $2 \rightarrow X$, $3 \rightarrow X$, $4 \rightarrow Q$

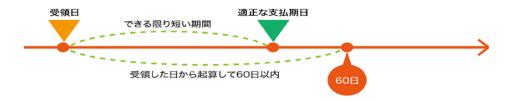
下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務 提供委託)」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されま す。

- 1:「×」 下請法の適用の有無を判断する資本金区分は3億円基準と5000万円基準の2種類がありますが、どちらの基準が適用されるのかは、<u>当事者の業種ではなく、委託の内容により決まります</u>。設問では、委託者は運送業者ですが、委託の内容が梱包作業という役務の提供ですので5000万円基準が適用されることになります。したがって、委託内容が梱包作業の場合には、受託者の資本金が5000万円以下であるときは、委託者の資本金が5000万円を超えていれば、下請法の適用対象となります。
- 2:「×」 自家使用する物品の修理を他者に委託する場合には、<u>委託者が当該物品の修理を業として行っており、その修理行為の一部を委託している場合にのみ、下請法の適用対象となります</u>。設問では、委託者が自家使用する物品(自社工場で使用する機器)の修理を自ら業として行っていません。したがって、この場合には、その修理を委託しても「修理委託」に当たらないため、下請法の適用対象とはなりません。
- 3:「×」 委託者が<u>自ら使用する情報成果物の作成を業として行っており</u>,その作成行為の全部又は一部を他者に委 託している場合は、その委託は、下請法の適用対象となります。設問では、委託者は自社が使用する業務管 理システムを作成する能力がないので、委託者が自ら使用する情報成果物の作成を業として行っているとは 認められません。したがって、その作成を他者に委託しても「情報成果物作成委託」に当たらないため、下 請法の適用対象とはなりません。
 - 4:「〇」 役務の提供を業として行う事業者が、その役務の提供の全部又は一部を他の事業者に委託することは「役務提供委託」に当たります。設問では、G社は<u>顧客から請け負った役務</u>の一部である清掃をH社に委託していることから、「役務提供委託」に当たります。 ※反対に、顧客から請け負ったのではなく、自ら使用する役務を他社に委託する場合は、役務提供委託には当たりません。

【ステップ2】

1: 下請取引の性格から、親事業者が下請代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、下請事業者の利益を保護するためこの規定が設けられました。

なお、受領した日から起算して 60 日以内のできる限り短い期間内で定めた支払期日を図で表すと、次のような場合となります。



2: 下請法が禁止する「買いたたき」に当たるかどうかは、下請代金が、通常支払われる対価に比し著しく低いかという視点のほかに、下請代金の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうかもポイントとなります。設問では、短納期発注により、下請事業者のコストが上昇しているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、下請代金の額を既定の単価に据え置いたという点が問題です。

なお、極端な短納期発注等は、政府が進める「働き方改革」において、取引先における長時間労働等につなが **■** る場合があるとされています。



